

## 介護予防通所リハビリテーション 利用料金表 〔 負担割合 2割 〕 ◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①介護予防通所リハビリテーション費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算＜6級地＞が加算されます。本利用料金表は地域加算を含まない金額を掲載しています。実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

### ① 介護予防通所リハビリテーション費

### ②- 1 加算項目 (原則加算)

介護認定	月額
要支援1	4,536円
要支援2	8,456円

加算項目		月額	概要
科学的介護推進体制加算		80円	利用者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報を厚生労働省へ提出してフィードバックを受け、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど必要な情報を活用している場合に算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1	176円	介護職員のうち介護福祉士が50%以上を占める場合に算定
	要支援2	352円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		(1)の基本料金の合計額に対し、8.6%を乗じた金額を算定	

### ②- 2 加算項目 (該当箇所のみ加算)

加算項目	月額	概要
退院時共同指導加算 ※退院時1回	1,200円	病院または診療所からの退院にあたり、施設の医師、理学療法士、作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の通所リハビリを行った場合に算定
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始後6カ月以内	1,124円	生活行為の向上に向けて、自宅など実際の生活場面における評価を行うため概ね月1回以上の訪問と通所を組み合わせたりハビリテーションを実施した場合に算定
口腔機能向上加算（Ⅰ）※原則3カ月、月2回上限	300円	口腔機能の低下やその恐れのある方に、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員が口腔機能向上サービスを提供している場合に算定（Ⅱは口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、口腔管理にあたり必要な情報を活用している場合）
口腔機能向上加算（Ⅱ）※原則3カ月、月2回上限	320円	
栄養アセスメント加算	100円	各職種が協働して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者もしくはご家族へ説明、相談に応じるとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提供してフィードバックを受け、栄養管理に当たり必要な情報を活用している場合に算定
栄養改善加算 ※原則3カ月、月2回上限	400円	低栄養状態またはその恐れのある方に対し、協働して栄養ケア計画を作成し、必要に応じて管理栄養士等が自宅へ訪問して栄養改善サービスを実施した場合に算定
一体的サービス提供加算	960円	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施している場合、利用時に栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのいずれかを1月に2回提供している場合、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）※6カ月に1回限度	40円	利用開始時及び利用中6カ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、利用者に係わる情報を地域包括支援センター担当者等と文書で共有した場合に算定（Ⅱは栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合に限る）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）※6カ月に1回限度	10円	
若年性認知症受入加算	480円	若年性認知症の診断を受けている場合に算定
長期利用に伴う減算	要支援1 -240円	利用開始より12カ月経過した場合に減算 ※以下の要件を満たすと減算の対象外となります ① 3カ月に1回以上リハビリ会議を開催し利用者の状況等に関する情報を共有、会議の内容を記録するとともに利用者の状態に応じてリハビリ計画を見直している場合
	要支援2 -280円	② 利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供に当たり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

(2) その他の料金 ※印は該当時のみ請求

項目	金額	概要	項目	金額	概要
日用生活品費	100円／日	石鹼・シャンプー・タオル・おしぶり等	※紙オムツ	100円／枚	利用した場合のみ（税込）
教養娯楽費	150円／日	レクリエーションで使用する材料費等	※紙パンツ	170円／枚	
昼食代	710円／日	希望者のみ（おやつ代込）	※尿とりパット	50円／枚	
おやつ代	60円／日	希望者のみ			